

社会教育委員の制度について

1 法令から（教育基本法・社会教育法）

※教育基本法

（社会教育）教育基本法第12条

- ・個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

※社会教育法

（定義）社会教育法第2条

- ・この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。

（設置）社会教育法第15条

- ・都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。→ 任意
- ・社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（職務）社会教育法第17条

- ・社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
 - (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること
 - (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること
 - (3) 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと
- ・教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

（審議会等への諮問）社会教育法第13条

- ・地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（委嘱）社会教育法第18条

- ・社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2 条例

見出し	条 文	内 容
定数	北海道社会教育委員の定数等に関する条例第1条	北海道社会教育委員の定数は15人以内とする。
委嘱の基準	北海道社会教育委員の定数等に関する条例第2条	委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱する。
任期	北海道社会教育委員の定数等に関する条例第3条	委員の任期は、2年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
	北海道社会教育委員の定数等に関する条例第3条第2項	委員は、再任されることができる。
<p>(参考)</p> <p>附属機関等の設置又は運営に関する基準 第4 附属機関の委員の任命等</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の任命に当たっては、選任時満69歳を上限とする。ただし、公募により選考した者を委員に任命する場合は、この限りでない。 委員の在任期間は、9年（任期が1年未満の場合は、1年として計算する。）を限度とする。ただし、当分の間、女性の委員については、12年を限度とする。 		

3 役割

広域を対象とし直接的な住民サービスを目的としない都道府県における社会教育行政と、きめ細やかな住民サービスを目的とする市町村における社会教育行政では役割が異なるため、都道府県の社会教育委員と市町村の社会教育員においても立場が異なる。

役 割	
都道府県	都道府県内の全域で社会教育活動が活発に展開できるよう環境の整備等に努めることが求められ、社会教育に関する調査の実施やその結果の市町村への情報提供、国の動向の把握と発信 都道府県の社会教育委員 → 「広域的な立場」から意見等を述べる。
市町村	住民の社会教育活動が活発になり、より多くの住民参加が実現できるよう努めることが求められ、社会教育に関する講座の開設や各種会議その他の集会の開催や奨励、社会教育に関する情報の収集、整理及び提供 市町村の社会教育委員 → 「地域住民の立場」から意見等を述べる。

4 教育委員など他の委員と異なる点

社会教育委員は「独任制」となっている。

都道府県教育委員、市町村教育委員などは「教育委員会」などの「会議体」があり、その構成員として「委員」が任命されるが、社会教育委員の場合は、「会議体」ありきではない。

社会教育委員は、あくまで「個人」として任命されるため、「個人」として社会教育行政に対して意見を述べることができる。